

特定小売供給約款の変更認可申請の補正に係る
経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について（案）

令和 5 年 5 月 1 6 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

（趣旨）

令和 4 年 1 1 月及び令和 5 年 1 月に、みなし小売電気事業者から経済産業大臣に対して行われた特定小売供給約款の変更認可申請（以下「本申請」という。）について、各事業者から経済産業大臣に、本申請に係る補正（以下「本補正」という。）が行われた。これを踏まえて、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）に、本補正に係る意見聴取があったところ、当該意見聴取への当委員会の対応方針について御審議をいただきたい。

1. 経緯

令和 4 年 1 1 月及び令和 5 年 1 月に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号。以下「改正法」という。）附則第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げるみなし小売電気事業者（7 者。以下「申請者」という。）から経済産業大臣に対し、本申請が行われた。

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

その上で、20221124資第5号、20221128資第20号及び20230123資第6号のとおり、改正法附則第25条の5第1項第1号の規定に基づき、経済産業大臣から当委員会に、本申請に係る意見聴取があった。

これを踏まえ、当委員会では、料金制度専門会合において計16回にわたって厳格かつ丁寧に審査を行い、本年4月27日に、当委員会としての本申請に係る査定方針案を取りまとめ、経済産業大臣に対して意見回答（二次回答）を行った。

その後、経済産業省と消費者庁との協議を経て、本年5月16日に、「物価問題に関する関係閣僚会議」が開催され、本申請に係る査定方針（以下「査定方針」という。）が了承された。これを受け、同日、申請者が経済産業大臣に対し、査定方針を踏まえた本補正を行うとともに、経済産業大臣から当委員会に、20230516資第1号のとおり、本補正に係る意見聴取があった。

2. 当委員会の対応

当委員会は、料金制度専門会合において、本補正が査定方針を適切に反映したものであるか、中立的・客観的かつ専門的な観点で確認を行う。その上で、料金制度専門会合における確認結果を踏まえ、当委員会で審議し、経済産業大臣に対して意見回答を行う。

3. 参照条文

●電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、（中略）特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、（中略）特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～8（略）

第二十五条の五 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 附則（中略）第十八条第一項（中略）の認可をしようとするとき。

二～六（略）

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

特定小売供給約款の 変更認可申請に係る査定方針 【概要版】

2023年5月16日

経済産業省

特定小売供給約款の変更認可申請

- ウクライナ侵攻に伴う燃料価格の高騰などを背景として、電気の規制料金（特定小売供給約款料金）を改定するため、2022年11月及び2023年1月に、大手電力会社（みなし小売電気事業者）7社が、特定小売供給約款の変更認可申請（以下「本申請」という。）を行った。
- 本申請については、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合で、中立的・客観的かつ専門的な観点から、厳格かつ丁寧に審査した（料金制度専門会合は計16回開催）。

本申請に係る主な経緯

2022年11月末	● 大手電力会社5社（東北・北陸・中国・四国・沖縄）が変更認可申請
2022年12月～	● 料金制度専門会合における審査（計16回） ● 公聴会・パブリックコメント（国民の声）・関係省庁等の意見を踏まえて検討
2023年1月末	● 大手電力会社2社（北海道・東京）が変更認可申請
2023年3月中旬	● 大手電力会社7社に対し、直近の燃料価格などを踏まえて原価等を再算定するよう指示
2023年3月末	● 大手電力会社7社が、原価等の再算定を行い、補正を提出
2023年4月27日	● 本申請に係る査定方針案の取りまとめ ● 経済産業省から消費者庁への協議開始
2023年5月15日	● 消費者庁と経済産業省との協議終了

査定方針の概要①

項目	査定の主な考え方
燃料費	<ul style="list-style-type: none">燃料価格などの変動を踏まえ、2022年11月～2023年1月の燃料価格を用いて、燃料費を再算定する。石炭（海外炭）の単価やLNGの中長期契約価格について、トップランナー査定を行い、効率化を求める。
購入・販売電力料	<ul style="list-style-type: none">スポット市場からの調達などについて、2023年度の電力先物価格を想定市場価格として用いることとする。
人件費	<ul style="list-style-type: none">役員給与について、社内役員は、料金審査要領に基づき、国家公務員指定職の給与水準の平均となっていることを確認した。一方、社外役員について、過去の料金審査の査定水準よりも高い水準となっている事業者については、過去の査定水準を超える部分は、原価算入を認めない。従業員1人当たりの年間給与水準について、「エスカレーションは原則認めない」という料金審査要領の原則に基づき、厳格に査定を行うこととし、賃上げ分の原価算入を認めない。一方、従業員1人当たりの年間給与水準を算出する際に参照する統計データについては、現時点で最新の2022年調査を参照することとする。

査定方針の概要②

項目	査定の主な考え方
修繕費・減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> 直近5年間の過去実績を基にした<u>修繕費のメルクマール（基準）超過分</u>について、<u>火力・水力などは、当該超過分の原価算入を認めない</u>。 <u>不使用の土地・建物・機械装置</u>について、不使用の理由が<u>合理的でない場合は査定</u>する。 <u>社宅</u>について、入居率のメルクマールを90%とし、<u>入居率が低い場合は査定</u>する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <u>賃借料</u>について、合理的な理由無く、<u>周辺物件の平均的な水準を上回っている場合</u>などは、当該超過分を<u>料金原価から減額</u>する。 <u>普及開発関係費</u>について、<u>販売促進の側面が強い費用</u>や<u>地域イベント支援に係る費用</u>など、優先度が低い費用を<u>料金原価から除く</u>。
経営効率化	<ul style="list-style-type: none"> 修繕費などの固定的な費目について、過去6年間（2016～21年度）の費用水準を横比較し、各事業者の<u>効率化係数（最大で23.0%の効率化）</u>を設定する。 その上で、修繕費などの各費目について、<u>効率化係数を用いて査定</u>する。
料金設定など (レートメイク・約款)	<ul style="list-style-type: none"> <u>基本料金と電力量料金の設定方法</u>について、今回の料金改定申請の主たる要因が、燃料価格の高騰などに伴うものであることから、<u>基本料金は据え置く</u>こととする。 各事業者が、<u>電気料金改定及びその他の供給条件の変更</u>について、自社ホームページ内において説明することや、問い合わせ専用ダイヤルを設けることなどによって、<u>需要家に対する周知活動を実施していることを確認</u>した。

各事業者の申請概要及び査定結果

- 今回の料金改定申請について、当初申請の概要及び査定結果は、以下のとおり。

(単位：億円、単位未満は四捨五入)

	北海道電力		東北電力		東京電力EP		北陸電力		中国電力		四国電力		沖縄電力	
	当初申請	査定結果	当初申請	査定結果	当初申請	査定結果	当初申請	査定結果	当初申請	査定結果	当初申請	査定結果	当初申請	査定結果
燃料費	3,582	3,209	11,299	10,936	-	-	3,992	3,658	5,468	5,326	2,447	2,248	971	932
購入・販売電力料	1,006	801	1,910	306	51,786	44,428	▲154	15	2,620	2,454	577	701	372	334
人件費	229	223	459	459	261	252	241	235	291	285	196	191	66	63
修繕費・減価償却費	788	699	1,839	1,744	99	89	744	728	1,189	1,136	646	598	167	160
その他	1,187	1,077	2,273	2,236	1,417	1,165	913	861	1,449	1,418	971	916	156	148
総原価※1	6,792	6,008	17,779	15,680	53,563	45,934	5,737	5,497	11,018	10,620	4,836	4,654	1,732	1,635
規制料金原価※2	1,763	1,611	3,570	3,297	13,037	11,638	607	591	1,425	1,388	798	774	859	828
規制料金原価の改定率※3	31.4%	20.1%	32.0%	21.9%	29.2%	15.3%	43.4%	39.7%	29.5%	26.1%	26.8%	23.0%	41.7%	36.6%

※1 送配電関連費を除く。

※2 送配電関連費を含む（「当初申請」にもレベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味）。沖縄は規制料金全体（低圧・高圧）の数値。

※3 現行原価（レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味）との比較値。

標準的な家庭における電気料金の試算結果

- 各事業者は、約3～5割の値上げ改定を申請したが、**厳格かつ丁寧に審査**を行った結果、**FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合**、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、**多くの事業者で、申請前（2022年11月）よりも低い水準**となった。

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
申請前 ※1 (2022年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	16,491円 41円/kWh (+48%)	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果 ※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	▲612円 15,879円 (+42%)	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整※3 (見込み)	▲656円	▲752円	▲712円	▲612円	▲792円	▲572円	▲1,096円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲a※4
改定後 ※2 (2023年7月請求分)	14,609円 37円/kWh (▲7%)	12,285円 31円/kWh (▲9%)	12,190円 30円/kWh (▲16%)	11,647円 29円/kWh (+4%)	12,402円 31円/kWh (▲5%)	11,931円 30円/kWh (▲7%)	14,681円 37円/kWh (+4%)

- ※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。
 ※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。
 ※3：7月請求分を試算するに当たり、6月分の燃料費調整額と同額を適用すると仮定。
 ※4：沖縄県庁において、独自の負担軽減策を実施する方針。